

第三次滋賀県環境学習推進計画

平成 28 年(2016 年) 3 月

滋賀県

第三次滋賀県環境学習推進計画

目次

第1章 計画の基本事項	2
1. 計画策定の経緯	
2. 計画の性格	
3. 計画の期間	
第2章 環境学習の現状と課題	4
1. 環境学習をめぐる動き	
2. 環境学習をめぐる課題から求められるもの	
第3章 計画のめざすもの	7
1. 基本理念	
2. 基本目標	
第4章 環境学習の展開方向	9
1. 基本的な視点	
2. 取組の方法	
3. 各主体に求められる展開方向	
4. 県の施策の展開方向	
第5章 重点的な取組	18
1. 重点的に取り組む分野	
2. 環境学習の推進に向けた「つながり」の強化	
第6章 施策の効果的な実施のための推進体制	24
1. 施策の総合的な展開	
2. 環境学習支援機能の充実	
3. 協働による推進	
第7章 計画の進行管理	26
1. 進行管理の考え方	
2. 進行管理の手法	
用語の解説	27

第1章 計画の基本事項

地球温暖化の進行や生物多様性の劣化、ごみ問題、水源林の荒廃など、現在の社会が抱える多種・多様な環境課題（問題）を解決し、持続可能な社会を実現するためには、環境技術を向上させ、社会や経済のしくみを環境と調和したものにするとともに、私たち一人ひとりが環境に対する責任と役割を自覚し、課題の解決に向けて主体的に行動を起こすことが不可欠です。また、そのためには「持続可能な社会づくりに向けて、主体的に行動できる」人を育てる環境学習の役割が非常に重要になります。

この計画は、滋賀県（以下、県）が環境学習に関する施策を推進するにあたっての、基本的な考え方や施策の方向性などについて定めるものです。

1. 計画策定の経緯

県は、県民や NPO・地域団体、学校、事業者、行政などが、それぞれの責任と役割を自覚しつつ主体的かつ積極的に環境学習に取り組み、現在および将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に、「滋賀県環境学習の推進に関する条例」を、全国初の環境学習推進条例として平成 16 年（2004 年）3 月に制定しました（同年 4 月に施行）。

条例の中で、環境学習とは「環境に関心を持ち、環境に対する自らの責任と役割を自覚し、環境に対する理解を深めるとともに、環境保全行動につなげていく意欲および問題解決に資する能力を高めていく教育および学習」と定義されています。

この条例に基づき、すべての県民の主体的な環境学習が協働と連携のもとに効果的かつ適切に実施されるよう、県が環境学習関連の施策を行うにあたっての基本理念や県民などが行う環境学習への支援、各主体の取組の方向性などを定めたものが「滋賀県環境学習推進計画」です（平成 16 年（2004 年）10 月策定）。

同計画はその後、平成 23 年（2011 年）に改定されましたが、改定された「滋賀県環境学習推進計画（第 2 次）」（計画期間：平成 23 年度（2011 年度）～平成 27 年度（2015 年度））では、基本目標を「持続可能な社会づくりに向けて主体的に行動できる人育て」とし、環境についての学びを深めるだけではなく、その学びをもとに環境課題を解決するため主体的に行動することができる人育てをめざしてきました。

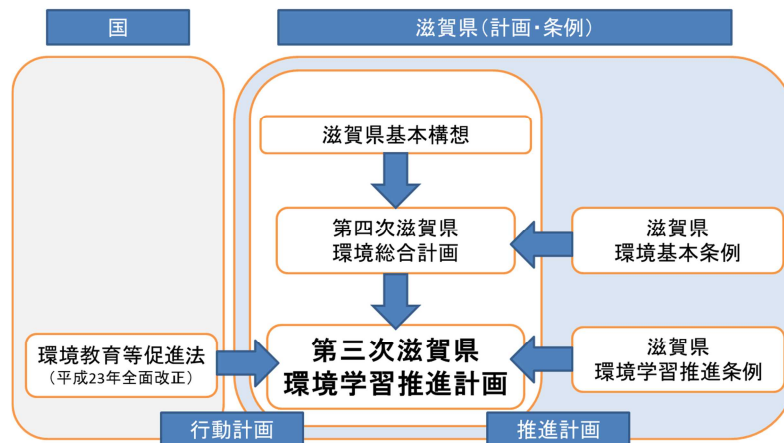
今回、第 2 次計画の計画期間の満了に伴い、持続可能な社会の実現に向けての新たな課題に対応するとともに、さらなる取組の推進を図るため、環境学習推進計画の改定を行いました。

2. 計画の性格

この計画の性格は次のとおりです。

- （１）「滋賀県環境学習の推進に関する条例」に基づく環境学習の推進のための計画であり、国の「環境教育等による環境保全取組の促進に関する法律」に基づく県の行動計画です。
- （２） 滋賀県基本構想の推進に関する規程に基づき策定された滋賀県基本構想をはじめとする県の関連各種計画との整合性を図り、第四次滋賀県環境総合計画の中に位置付けられた計画です。
- （３）「滋賀県環境学習推進計画（第 2 次）」の趣旨を受け継ぎ、新たな課題への取組を盛り込んだ計画です。

- (4) 県および、環境学習に関わる各主体（県民、NPO・地域団体、学校、事業者、行政など）に期待される施策や行動の指針を示す計画です。



3. 計画の期間

この計画の期間は、平成 28 年度（2016 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 5 年間とします。

■「環境教育」と「環境学習」

環境を学ぶことに関して、「環境教育」と「環境学習」という言葉が使われていますが、両者は厳密に区分して使い分けられているものではなく、また各々の定義について統一的な見解が定まっているものでもありません。

本計画では、環境学習推進条例に基づく計画であることと、単に「教わる」のではなく、より積極的・主体的に「学ぶ」姿勢を表す言葉として、「環境学習」の言葉を用いています。

第2章 環境学習の現状と課題

1. 環境学習をめぐる動き

(1) 世界の動き

日本の提唱により国連で採択された「国連 ESD の 10 年」(2005～2014 年)の最終年にあたる平成 26 年(2014 年)11 月には、名古屋市および岡山市において「ESD に関するユネスコ世界会議」が開催されました。ESD とは、Education for Sustainable Development の略で、日本語では「持続可能な開発のための教育」と訳されますが、そのめざすところに関して、文部科学省は次のように説明しています。「今、世界には環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題があります。ESD とは、これらの現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む(Think globally, Act locally) ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことをめざす学習や活動です。つまり、ESD は持続可能な社会づくりの担い手を育む教育です。」今日の環境学習の推進にあたっては、この ESD の視点を取り入れることが求められています。

「ESD に関するユネスコ世界会議」では、「国連 ESD の 10 年」の後継プログラムとして「グローバル・アクション・プログラム(GAP)」が採択されました。GAP においては、「5 つの優先行動分野」のひとつとして、コミュニティ・レベルの ESD プログラム策定が地域コミュニティや地方政府に推奨されています。あわせて、持続可能な社会づくりに向けては自治体や NGO、民間セクター、教育機関、市民などの、地域における様々な関係者の対話と協力が重要であるとされています。

(2) 国の動き

ESD の推進に係る取組の活性化や、行政・企業・民間団体などの様々な主体との協働の重要性、学校教育における環境教育の関心の高まりなどを背景に、それまでの「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が、平成 23 年(2011 年)6 月に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(環境教育等促進法)へと改正されました。この改正では、環境教育における幅広い実践的人材づくりと活用が謳われ、自然体験などの機会を提供するしくみの導入や、環境行政への民間団体の参加と協働取組の推進などが新たに盛り込まれるとともに、地方自治体には、環境教育や協働取組などに係る行動計画の作成が努力義務として課せられました。また、環境の保全のみならず、環境と社会、経済、文化とのつながりへの理解を深めることなど、環境教育の範囲を改正前より広く定義しており、さらに、生命を尊ぶことや持続可能な社会づくりへの配慮を求めるなど、新しい法律は、環境教育・環境学習を、国際的に推進が進む ESD のめざすところにより近づけて捉えなおしたものとなっています。

あわせて、平成 27 年(2015 年)9 月には「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が公布・施行され、国民的資産である琵琶湖の水質や生態系の保全・再生のため、琵琶湖の自然環境に関する教育の充実に必要な措置を講ずることが、国や関係自治体の努力目標として定められました。

（３）滋賀県の動き

県では、今後の環境学習のあり方について、知事の諮問を受け、平成 25 年(2013 年)9 月に滋賀県環境審議会から「滋賀県における今後の環境学習のあり方について」という答申が出されました。この答申では、環境学習による人育てと社会づくりは、かみ合った歯車のように相互に関連しているものであり、滋賀県のこれからの環境学習は人育てだけでなく、その先にある社会づくり（持続可能な社会づくり）までをめざすべきだと提唱されています。また、そのためには、多様な主体の「実践」と「つながり」を重視することが大切であるとされています。

県では、この答申が求める「持続可能な社会づくり」をめざす環境学習という内容も反映し、平成 26 年(2014 年)10 月に環境分野の最上位計画である「第四次滋賀県環境総合計画」を策定しました。総合計画では、めざすべき将来像を「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会」の実現～子や孫の世代まで幸せや豊かさを実感できる安全・安心な環境の創造～、としています。そしてこの将来像の実現に向けた基本目標のひとつめを「環境の未来を拓く『人』『地域』の創造」と定め、持続可能な社会づくりに向け、主体的に考え、行動することができる人育てを、環境政策に係る主要な柱のひとつとして位置づけました。

県政世論調査によると、「日頃、環境保全行動を行っているか」という設問に対し「行っている」と回答した人の割合は、平成 20 年度(2008 年度)調査では 46.1%でしたが、平成 24 年度(2012 年度)調査では 56.7%、直近の平成 27 年度(2015 年度)調査(速報値)では 80.9%と年々上昇しています。この県民の高い環境意識を、持続可能な社会づくりに向けて次世代へしっかりとつないでいくためにも、ESD の視点を取り入れた環境学習のより一層の推進が求められています。

2. 環境学習をめぐる課題から求められるもの

持続可能な社会づくりに向けた環境学習を推進するために、現在の環境学習をめぐる課題と、その対応としてもとめられる事項について、環境学習に関わる各主体へのヒアリングで得られた意見をもとに、下記のように整理しました。

（１）リーダーの確保

環境学習の実践にあたっては、豊富な経験や熱意により、主導的な立場で学習を推進し、関わりのある人たちを結びつけるリーダーが求められています。人材を「育成」することはもちろんですが、様々な職歴や経験を持つ人たちの中には、環境学習のリーダーに適した方も多く、このような人材についての情報を把握し、協力を求めることも必要です。

（２）情報共有、周知のしくみづくり

県内各地では多くの NPO による環境学習に関わる活動があり、また、企業や行政などによる様々な講座やイベントなどの学習メニューが提供されています。しかし、それらの情報が必ずしも十分には共有されていない側面があります。このような情報が、学校や自治会、地域の住民などにしっかりと届くことが環境学習の推進に寄与するため、そのためのしくみづくりが求められます。

（３）拠点、コーディネート機能の強化

環境学習に関わる情報を集約した上で、それらを体系的につなぎ、環境学習の指導者と、学びを求める学校や地域とを的確につなぐためには、環境学習に関わる人材や情報が集まる拠点

やコーディネーターの存在や役割が重要です。県内には、琵琶湖博物館環境学習センター（以下、「環境学習センター」という。）をはじめ、中間支援組織や公民館、NPO などが豊富な経験や人脈を生かし、環境学習に関する拠点としての役割を果たしている事例も多く、こういった拠点機能のより一層の強化が求められます。

（４）教育現場での学習時間確保やプログラムの工夫

子どもたちの環境学習を推進する上で、学校の果たす役割は重要ですが、環境学習はどの科目の中でも取り組める反面、独立したひとつの科目ではないため、学習時間の確保が課題となっています。また、「うみのこ」「やまのこ」「たんぼのこ」など全県で実施されている環境学習プログラムについても、学習をより効果のあるものにしていくために、事前や事後の学習を体系的に組み合わせるなどの工夫が求められています。

（５）親・教員等へのサポート

高度成長期以降に生まれ育った世代の人口が多くなっており、都市に育ち、原体験としての自然に触れた経験を持たない親や教員、保育士らも増えています。そのため、親と子どもが揃って環境について学ぶ機会や、学校現場や保育の現場における環境学習のサポートが必要になっています。専門的な知識や経験を持った環境学習指導者とともに体験型の環境学習に取り組むことで、親や教員、保育士も自ら体験を通じた学びを重ね、自身が指導的役割を担えるようになることも大切であり、そのような機会を積極的に提供することが求められています。

（６）地域にある資源・素材の活用

琵琶湖に代表される豊かな自然と、その自然を人々が守り育んできた歴史を有する滋賀は、環境について学ぶための生きた教材の宝庫です。身近な自然や環境を学習教材として活用することで、その学びを地域づくりや地域の抱える課題解決へと生かしていくことができることに加え、環境学習を通じて自分たちの地域を知することは、郷土への誇りや愛着心を育てることにもつながります。また、地域資源を生かしたエコツーリズム等の推進も、学習機会の提供や地域の魅力の発信となるとともに、来訪者の評価を通じ住民が地域を再評価する機会となります。環境学習の推進にあたって、地域の資源や素材を教材として積極的に上手に生かすことが求められます。

（７）「つながり」の創出

効果的な環境学習を実施するためには、環境学習の指導者や行事などに関するさまざまな情報や、県内各地で活動する多様な団体や人々、その活動、地域に残る自然や先人の知恵などがしっかりとつながることが必要です。また、自然環境に加えて食や農、産業、消費生活など、暮らしを取り囲む様々なものと環境課題とのつながりを意識しながら、学習を進めていくことが大切です。

ここに取り上げた課題の解決に向けては、県内全域・県民全員のしっかりとした「つながり」を築いていくことが求められています。

第3章 計画のめざすもの

1. 基本理念

この計画は、「滋賀県環境学習の推進に関する条例」に基づく計画として策定したものであり、条例に掲げられた6つの理念を、環境学習を進めるにあたっての基本理念とします。

■環境学習の基本理念

- 1 すべての県民が協働と連携により取り組む
- 2 多様な要素を多角的にとらえ、体系的、総合的に進める
- 3 生涯にわたって段階的・継続的に取り組む
- 4 体験の重要性を認識する
- 5 日常の生活の場である地域に根ざし、地域の特徴を生かす
- 6 地球全体の環境への理解とその関わりについての意識を持つ

(1) すべての県民が協働と連携により取り組む（条例第3条第1項）

持続可能な社会の実現のためには、すべての県民が、日常生活のあらゆる場面で少なからず環境に負荷を与えていることを認識し、一人ひとりがその生活様式を環境に配慮したものへ転換していくことが求められています。

特に本県は、中央に琵琶湖を抱え、私たちの価値観や営みの在り様が、湖に流入する河川や大気を通じて、最終的に琵琶湖の水質や生態系などに表出するという地域特性を有しています。このことは、すべての県民が環境学習に取り組み、環境保全行動につなげていくと、その成果が琵琶湖をはじめとする滋賀の自然環境に反映されるということを意味しています。

県民や事業者は、琵琶湖を自らの生活や産業活動を映し出すひとつの鏡として、必要な情報や知識を得たり問題解決能力を身につけたりするための環境学習に主体的に取り組み、行動に移し、協働と連携を図りながら持続可能な社会づくりをめざさなければなりません。

(2) 多様な要素を多角的にとらえ、体系的、総合的に進める（条例第3条第2項）

これからの環境学習は、持続可能な社会づくりをめざすものであり、そのためには、地球環境や自然保護の枠にとどまらず、歴史や文化、食糧、人口などの幅広い分野を対象とし、それらを相互に関連づけながら多角的にとらえる学習を、体系的・総合的に進めなければなりません。

(3) 生涯にわたって段階的・継続的に取り組む（条例第3条第3項）

環境学習は、就学年齢期だけでなく、幼児期から壮年期、高齢期までのあらゆる世代を通じて、学習の習熟段階に応じながら継続的に行われなければなりません。

(4) 体験の重要性を認識する（条例第3条第4項）

豊かな自然とのふれあいや体験活動により、生命の尊さや自然の不思議さを全身で感じ取る感性が磨かれたり、日常生活のさまざまな場面で暮らしと環境との関わりに気づかされたりするように、体験を通じた学びが重要であるということを認識して取り組まなければなりません。

（５） 日常の生活の場である地域に根ざし、地域の特徴を生かす（条例第３条第５項）

環境学習は、自分たちの地域を自分たちで良くしていこうという身近な取組から始めることが重要です。身近な自然や人々との関わりから環境課題を考え、地域の自然・伝統文化・歴史などの素材やそれらをよく知る人たちなどの資源を活用した、地域の特徴を生かし、地域に根ざした取組を進めなければなりません。

（６） 地球全体の環境への理解とその関わりについての意識を持つ（条例第３条第６項）

地域における今日の環境課題は、地球全体の問題とも密接に関わっていることから、身近な生活の場や地域で取り組みながらも、その視野を地域や国の枠組みを越えた地球全体へと広げ、課題間の関わりやつながりを理解しようとする意識を持たなければなりません。

２．基本目標

本計画の基本目標を次のように定めます。

**「いのち」に共感して自ら行動できる人育てによる、
持続可能な社会づくり**

環境はすべての「いのち」の基盤であり、私たちは、様々な「いのち」の恵みを享受して生きています。全ての「いのち」をつなぐ場である環境の様々な課題の解決に向けては、「いのち」に共感することができる人材を育成するとともに、育成された人材がその共感をもとに課題解決に向けて自ら行動を起こし、主体的な行動の輪が広がった結果として社会が変わっていく必要があります。

環境学習が単に知識を得るための学びに留まることなく、学びが主体的な行動へとつながり、その行動がつながることによって持続可能な社会づくりが進むことを、この計画の基本目標とします。

第4章 環境学習の展開方向

1. 基本的な視点

「つなぐ・つなげる」で「つながる」環境学習

本県では、シンボルである琵琶湖の存在や、その保全のために市民が立ち上がった「せっけん運動」の歴史などによって醸成された県民の高い環境意識を背景に、環境に関わる市民活動や企業の取組などが活発に行われています。また、自然と共に暮らす独自の生活文化が色濃く残るなど、環境学習の教材として非常に優れた文化や伝統が、県内各地に息づいています。これらの取組や地域の資源が、環境学習に取り組んでいる・取り組もうとしている人たちと的確に「つながって」いくことで、より効果的な人育てが進み、結果として持続可能な社会づくりに向かって前進するものと考えます。

リーダーやコーディネーターの確保、地域資源の活用、情報共有のしくみづくりといった環境学習に関する課題の解決に向けては、滋賀という共通のフィールドで活躍する様々な主体が、「つながり」を意識し、しっかりとつながった上で、その「つながり」の輪を広げていくことが、大きな力になると思われます。

環境学習を推進し、持続可能な社会づくりの実現をめざすために大切となる「つなぐ」「つなげる」という視点から、環境学習の展開例を挙げてみます。

（１）一人ひとりの暮らしと環境課題をつなぐ

地球規模にまで広がる環境課題（問題）は、各自の暮らしと無関係ではありません。まずは自分自身の生活と環境課題との関係に気づくことが大切です。持続可能な社会づくりへと続く環境学習の第一歩は、自らの暮らしと環境課題とをしっかりとつなぎ、他人ごとではない「自分ごと」として捉えること。主体的に自らの暮らしを見直し、行動へと移していくことが求められます。

（２）人々をつなげるリーダーを育てる

環境学習の推進のためには、主導的に学習を進めるリーダーの役割が重要です。リーダーが力を発揮し、新たなつながりが生まれることが、社会を変えていく力を持った大きな活動へとつながります。

また、様々な分野で実践活動に取り組むリーダー同士がつながり、交流を深めることによって生まれるネットワークは、活動の推進や拡大にあたっての大きな力となるでしょう。

（３）多様な課題をつなげる

例えば河川の上流と下流、森林と湖、都市と農村など、地理的には離れた場所であっても、多くの環境課題は相互に関連しあい、つながりを持っています。

また、ある環境課題の解決のために良かれと思ってとった行動が、他の環境課題にはマイナスの影響を与えることもあります。例えば外来植物であるケナフの栽培は、温暖化対策には効果がありますが、生物多様性の観点からは問題視されています。

逆に、異なる課題に対する活動同士であっても、つながりを持って相互に助け合うことで、Win-win の関係を築けることもあります。例えば、地域の人の参加を求める里山整備活動と、退職した人々の健康づくり・生きがいづくりをめざした活動は、互いに相手の求めに応えあうことができるでしょう。

複雑に絡み合った環境課題の解決に向けては、視野を広く持ち、社会が抱える多様な課題のつながりを考えて、学習や活動をつなげていく取組が求められます。

（４）異なる世代をつなげる

核家族化や生活範囲の広域化といったライフスタイルの変化に伴い、地域に精通し、豊富な経験を有する高齢世代と、これからの社会を担う若い世代との交流の機会が少なくなっています。地域の資産である高齢世代の豊富な知恵や経験を、次の若者世代に継承していくためには、異なる世代をつないでいく必要があります。

また、地域の資源や生態系などは、今を生きる世代だけではなく、これから生まれる孫子の代にまで健全な形で受け継がれていくべきものです。世代を超えた環境問題への対応を考えるためには、まだ見ぬ将来の世代とのつながりもしっかりと意識をする必要があります。

（５）学びを体系的につなげる

環境学習を行う場は、山や川といった自然の中だけではありません。家庭などの日常生活の場や、学校などの教育の場、職場や地域といった社会活動の場も重要な学習の場です。また、レジャーやレクリエーションなど、純粋な趣味や遊びの中からも、環境についての気づきや学びを得ることも多いでしょう。これらの場での学びを相互に関連を持たせてつなげるとともに、異なる学年での学習や、幼児期から高齢期までの学習をつなぎ、生涯を通じて途切れることのない、それぞれのライフステージに応じた一連の学びや実践を行うことが大切です。

それぞれの学びを単独のものとして捉えるのではなく、一連の物語性を持った事前学習・事後学習と組み合わせることで、また、特定の環境課題をテーマに複数の教科をつなぎ、多角的な学びを進めることで、環境学習を効率的、効果的に進めることができます。

（６）地域課題の解決へとつなげる

環境学習は、決して個人の思いを満足させるためだけに行われるものではありません。志を同じくした仲間や、問題意識を共有した人たちがつながりながら、それぞれの行動をつないで大きな動きにしていくことが、地域の抱える様々な課題の真の解決や改善につながっていきます。

（７）滋賀県がまるごとつながる

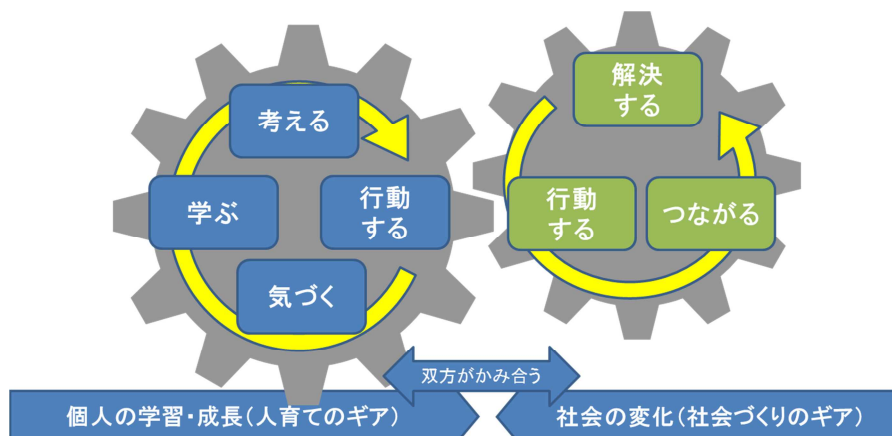
このように、滋賀県内において様々なつながりが重層的に育まれ、つながりの中から課題解決に向けた協働が生まれ、それが県内全体に広がっていくことが、社会を変える大きな力となります。

このような多様な活動や主体の県域でのつながり（連携・協働）を産み出し、支えるためには、県域や県内各地の環境学習拠点が連携して活動のサポート機能やコーディネート機能を十分に発揮することが大切です。

2. 取組の方法

計画の基本目標である、環境学習による人材の育成を持続可能な社会づくりにつなげていくことをイメージしてもらうために、「人育て」と「社会づくり」との双方が歯車のようにかみ合って回転する「ギアモデル」を提案します。

【「ギアモデル」のイメージ】



「ギアモデル」に示されるように、「人育て」のギア（歯車）においては、「気づく」から「学ぶ」「考える」「行動する」に向けたサイクルが円滑に進む（ギアが回る）とともに、行動がさらなる気づきや学びへとつながることが求められます（ギアが回り続ける）。また、サイクルの始点は常に「気づく」である必要はなく、学びや行動が気づきを生むこともよくあることです。自然の中で楽しく遊んだ体験や「うみのこ」などの学習活動から得た感動、「びわ湖の日」の清掃活動への参加、琵琶湖と共生する滋賀独自の暮らしの中など、新たな気づきを得る機会 は広く存在しています。

また、「社会づくり」のギアにおいては、「行動する」「つながる」「解決する」のサイクルが円滑に回る必要があります。人々の行動は、志を同じくする者たちがつながることで、課題解決に向けた大きな力となります。時に「社会づくり」の歯車は大きく、重いものであるかもしれませんが、その周囲にある多くの「人育て」の歯車が回転することで、大きく重い「社会づくり」の歯車も徐々に回転を始めることでしょう。

さらには、かみ合った歯車が相互に影響をもたらすように、「社会づくり」が進むことで、逆にその周囲での「人育て」が進むことも考えられます。人々の行動がつながり、社会が変わっていく在り様そのものが、人々に気づきや学び、行動の機会を与えていくからです。

複雑かつ多様な環境課題の解決に向けては、このギアを回し続けることが必要であり、そして様々な課題が解決に向けて動き出すことが、持続可能な社会の実現へとつながっていくものと考えます。

この計画では、「人育て」と「社会づくり」の双方のギア（歯車）が円滑に回ることで、双方の歯車がしっかりとかみ合うことに留意しながら、環境学習を推進していきます。

3. 各主体に求められる展開方向

本計画の目標の達成に向けて、県民や NPO・地域団体、学校、事業者、行政がそれぞれの責任と役割を自覚し、主体的に持続可能な社会の実現に向けた環境学習に取り組むことを期待します。

また、県は、これらの各主体と協働して環境学習を推進するとともに、各主体が協力・連携のもとに展開する関連活動を支援していきます。

(1) 県民（個人）

環境に関わる様々な課題は、その多くが一人ひとりの暮らしと密接につながっており、私たちがそのライフスタイルを見直していくことが、課題の解決に向けての第一歩となります。県民一人ひとりが、食事や移動、買物、ごみ捨てなどの日常生活において、自らの生活と環境とのつながりを意識し、環境に配慮した行動をとることが求められます。

【求められる活動の例】

- 暮らしと環境とのつながりについて家庭で話しあう。
- 自らが暮らす地域の現状や課題、特徴を知り、地域の特徴を生かした環境学習に主体的に取り組む。
- 地域での環境学習や環境保全活動に積極的に参加するとともに、そこで学んだ知識や技術を、家庭や地域での環境学習や環境保全活動に生かす。
- 学習で得た気づきや学びを日常生活に反映させ、行動に移す。

(2) NPO・地域団体等

県内では、自治会や子ども会、老人会、こどもエコクラブ、スポーツ少年団、土地改良区や森林組合といった農林水産業関係団体など、様々な地域団体や NPO が、多彩な環境保全活動を各地で展開しています。自分たちの住む地域をよく知り、自分たちで環境課題の改善や解決を図る取組は、まちづくりを進める上でも大変重要なものです。これらの団体がそれぞれの活動をより一層活発化させるとともに、団体間のみならず学校や事業者、行政などと連携することで、地域の特性を生かした様々な環境学習の取組を展開することが期待されます。

【求められる活動の例】

- それぞれの団体の活動に、環境と暮らしとのつながりを考える視点を取り込む。
- 環境学習の視点から、人材の育成や活躍の場づくり、地域資源の活用を行う。
- それぞれの団体の活動を通じて、環境課題に関する気づきや学び、行動へと移す機会を県民に提供する。
- 活動の推進にあたって、他の NPO・地域団体や、学校、事業者、行政、地域の環境学習拠点といった主体と協力・連携し、情報交換を図る。

(3) 学校等

学校などには、地域の資源（人材、歴史、生活文化、自然環境など）を積極的に活用し、様々な主体と連携することによって、子どもたちにより多くの体験の場や機会を提供するとともに、子どもたちの主体性を育成する環境学習プログラムを開発して、幼児教育から高等教育までの発達段階に応じた、系統性や連続性を重視した教育を進めることが求められます。

【求められる活動の例】

- 環境課題と日常生活との関わりの理解、総合的かつ体験を重視した教育を通して、子どもたちの問題解決能力を育成する。
- 身近な環境と、地球温暖化や資源問題など地球規模の環境問題とのつながりについて理解できるよう、子どもたちの視野を広げていく。
- 複数の科目にまたがった多角的な学習を通して、様々な観点から地域課題や地球規模の環境とそれが直面する問題について、子どもたちが深く考えられる機会を作る。
- 身近な地域の環境やその課題を取り上げることによって、子どもたちが卒業後も地域での学びを継続し、地域の課題解決に貢献できるよう工夫する。
- 学年に応じた体系的な学びの中で、子どもたちに考える力、行動する力が身に付くよう工夫するとともに、異なる学年間の学びの「つながり」を意識する。
- 体験や研修、講座などを通して、環境学習に関する指導者としての教員の資質向上を図る。
- 環境学習の推進にあたって、他の学校や NPO・地域団体、事業者、行政、地域の環境学習拠点といった主体と協力・連携し、情報交換を図る。

（４）事業者

事業者には、地域住民向けの環境講座の開催や環境活動への支援、施設の開放、地域の学校への講師派遣などを通じて、地域や学校などと連携した環境学習の取組を CSR 活動の中に組み込んでいくこととともに、環境配慮型の製品の生産や販売などに努めるなど、環境に配慮した生活様式の構築につながる取組を進め、あわせてこれらの取組を含めた環境情報を消費者に積極的に発信していくことが求められます。

【求められる活動の例】

- 経営理念に環境に配慮した経営を盛り込み、組織全体で環境に配慮した事業活動を展開するとともに、雇用者やその家族に対する環境学習を計画的・体系的に実施する。
- 環境に配慮したライフスタイルの提示につながる新製品・技術や、本県の地域特性を生かし環境と健康、福祉、観光などとを結びつけた新事業の創出に努める。
- 環境保全に関して、事業活動に伴って得た経験や工夫などを、環境学習に活用できる形にまとめて積極的に一般に公開、提供する。
- 環境学習の推進にあたって、他の事業者や NPO・地域団体、学校、行政、地域の環境学習拠点といった主体と協力・連携し、情報交換を図る。

（５）行政

行政には、地域における各主体の自主性を尊重しつつ、人材の育成や活躍の場づくり、環境学習プログラムの開発、学習の場や機会づくり、関連情報の提供、各主体の連携・協力のしくみづくり、活動に関する機運の醸成などに取り組むとともに、各主体の関連する活動に必要な支援を行うことが求められます。また、地域における事業所のひとつとしても、環境学習に率先して取り組むことが求められます。

【求められる活動の例】

- 環境学習を効果的に推進するための機能の充実に努め、地域の特色を生かした環境学習の展開を図る。
- 各行政分野において、環境学習に関連する取組を長期的な視点で継続的に展開する。

- 多様な部局にまたがる環境学習関連事業の連携を図り、体系化して、人材育成および社会づくりへの効果を意識しながら総合的に事業を推進する。
- 環境学習関連施策を効果的に展開するため、国、県および市町が適切な役割分担のもとで相互に協力・連携を図る。
- 地域で活動する団体や学校、事業者などとの連携に努め、活動の支援を行うとともに、環境学習を担う各主体間の連携づくりを図る。
- 環境学習に関する人と情報が集まり、地域で活動する個人や団体、学校、事業者などの出会いやつながりを産み出す拠点機能の強化に努める。

【「食」を切り口とした環境学習】

調理残さや食べ残し、古くなった食材などにより発生する廃棄物「食品ロス」は、全国で年間 642 万トンもの量にのぼる(平成 24 年度)と推計されており、その約半分が家庭から排出されています。ごみ排出量の削減にむけ、この食品ロスを減らすことが大切です。国の「第三次循環型社会形成推進基本計画」でも、取り組むべき課題のひとつとして位置づけられており、この食品ロスの削減を目的に、廃棄部分の少ない調理方法のレシピコンテストや、食品ロスの削減に協力する飲食店を登録する制度などが行われている事例もあります。

食品ロスは、「食の出口」の話ですが、逆に「食の入り口」、食材の生産や供給などについても、環境学習の教材となるものが多く存在します。

季節の野菜、旬の食材を食べることは、最も美味しい食べ方であることはもちろん、保存やハウス栽培などのためのエネルギーが不要な、環境負荷のより低い食べ方にもなります。県が推進する「環境こだわり農業」は、化学合成農薬や化学肥料の使用量を減らすことなどにより環境への負荷を削減する効果があり、また、「おいしが うれしが」キャンペーンによる「地産地消」の推進には、食材の流通・輸送に伴う環境負荷（フードマイレージ）を削減する効果があります。

毎日の暮らしの中にある「食」は「いのち」をいただくものであり、その背後には、環境に関する様々な課題が隠れています。

毎日の食卓で環境についての気づきや学びを得て、行動に移してみませんか。

4. 県の施策の展開方向

本章では、環境学習推進のための6つの施策の柱を掲げ、それぞれの柱について、基本的な視点に基づく施策の展開方向を例示するとともに、「ギアモデル」(P11)の中の、特にどのステップへの効果を意識した施策なのかを記します。

持続可能な社会づくりに向けて、県はこれらの施策を体系的・総合的に推進します。

【県の施策の体系（6つの柱）】

- (1) 人材育成および活用
- (2) 環境学習プログラムの整備および活用
- (3) 場や機会づくり
- (4) 情報の提供
- (5) 連携・協力のしくみづくり
- (6) 取組への気運を高める普及啓発

	「ギアモデル」との関連					
	人育て					社会づくり
(1)人材育成および活用						
地域で環境学習に取り組む NPO や、教員・行政職員等を対象として、環境学習の企画・実施の能力を高める人材育成を行います。また、経験豊かな地域の人材に環境学習へと協力いただける場づくりを進めます。	気づく	学ぶ	考える	行動する	つながる	解決する
● 環境保全活動に関わっている人や企業の人材、地域の伝統的な暮らしと環境の関わりを伝える語り部などの人材の把握	○	○				
● 地域の抱える課題解決へとつながる環境学習の推進を地域で担うことができるリーダーの育成や、能力を活かせる活躍の場づくり	○	○	○	○		
● 自然とふれあう体験を取り入れた、幼児期の環境学習を進めるための保育士・教諭などの指導者の養成	○	○	○	○		
● 教員自らが環境問題に関心を持ち、知識の習得に努めるとともに、体験的な環境教育を実践できる能力を身につけるための研修の充実	○	○	○	○		
● あらゆる行政分野において環境への配慮の視点が求められる行政職員に対する研修の充実	○	○	○	○	○	○

(2)環境学習プログラムの整備および活用						
環境学習の充実や広がりのため、環境学習を企画する際に参考にできる環境学習プログラムの整備と活用を進めます。	気づく	学ぶ	考える	行動する	つながる	解決する
● 公民館、NPO・地域団体、学校、事業者、行政が行っている環境学習プログラムや事例の把握・収集		○	○			
● 自然環境やごみ問題、エネルギー問題に加え、消費生活や食、歴史文化など、持続可能な社会の構築に関連するあらゆる分野を対象とする環境学習プログラムや教材の整備	○	○	○			
● 環境学習プログラムの収集・整理と、環境学習の実施主体への情報提供		○	○	○	○	

(3)場や機会づくり						
県民が、自らの暮らしと環境との関わりや身の回りの自然環境について気軽に話し合ったり、行動に移したりするために、身近なところで楽しく環境学習に取り組める場や機会の充実を図ります。	気づく	学ぶ	考える	行動する	つながる	解決する
● 暮らしに身近な、消費行動や食を通じた環境学習の推進	○	○	○	○		
● 幅広い対象者に応じた環境講座や学習会、講演会やシンポジウム、エコツーリズムなど、情報の発信や関心のある県民や県外からの来訪者等が交流できる場や機会づくりの充実	○	○	○	○	○	
● 国際的な視野の醸成につながる環境学習・活動に関する情報の発信や関心のある県民が交流できる場づくりや機会づくりの充実	○	○	○	○	○	
● 農山村地域の田畑や川、里山、森林などの環境学習の場としての再認識および活用の推進	○	○	○	○	○	○
● 自然環境の魅力だけではなく、厳しさや怖さについても学び、防災・減災につなげる環境情報の提供	○	○	○	○	○	○
● 環境学習の場となっている既存施設間の連携強化による、場としての機能の向上					○	○
● 学校教育における、各教科を横断したクロスカリキュラムによる環境学習の推進	○	○	○	○	○	
● 公民館などの社会教育施設や、国、県、市町あるいは事業者の環境に関する施設における環境学習の推進支援	○	○	○	○		

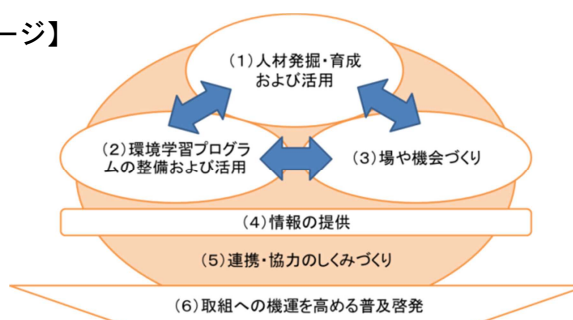
(4)情報の提供						
県民が必要とする情報を手に入りやすく、かつ分かりやすい形で提供していくために、環境学習に関する情報を一元的に管理し、効果的な情報提供に努めます。	気づく	学ぶ	考える	行動する	つながる	解決する
● 地域で環境学習の指導を行っている人材や、環境カウンセラーや自然観察指導員、環境学習支援士、地球温暖化防止活動推進員など、専門的な学習や経験を積み、登録制度などに基づいて認定された指導者に関する情報の提供		○	○	○	○	○
● 収集・開発した環境学習プログラムや環境学習事例に関する情報の提供		○	○	○	○	
● 環境学習を実施することができる施設やフィールド、講座・学習会・研修会などの学習機会に関する情報の提供		○	○	○	○	
● 環境の現状に関する観測・調査データなどの環境に関する基礎的情報や、関連する教材、機材、現場で使用する道具の貸出し、保険制度など、学習活動をサポートする情報の提供		○	○	○	○	○
● 環境に配慮した生活(エコライフ)の実践に関する情報や地域の環境保全活動に関する情報などの、環境学習を行動に結びつけていくための情報の提供	○	○	○	○		
● 国や自治体、公的団体、企業等が提供する補助金や助成、融資制度など、環境学習の推進に係る資金情報の提供				○	○	○
● 環境学習情報システム「エコロシーが」の普及・利用促進と環境学習の推進に資する運営の継続		○	○	○	○	

(5)連携・協力のしくみづくり						
地域の特性を生かした多様な環境学習の機会の充実や取組の広がりを図るために、地域で環境学習を担う各主体の交流や連携のためのしくみづくりを進めます。	気づく	学ぶ	考える	行動する	つながる	解決する
● 環境学習を実施する施設や団体、環境学習に関する情報を有する施設などの、関連する施設や団体間の情報交換や交流の機会づくりなどによるネットワーク化の推進					○	○
● 公民館や環境学習施設などへの情報提供などによる地域拠点機能の強化	○	○	○	○	○	
● 教育委員会や市町との連携による環境学習の推進	○	○	○	○	○	○
● 事業者の CSR 活動等との連携による環境学習の推進	○	○	○	○	○	○
● 学校と地域との連携による環境学習推進のためのしくみづくり	○	○	○	○	○	○

(6)取組への機運を高める普及啓発						
環境学習・環境保全活動への関心や参加意欲を高めるため、環境問題を分かりやすく伝える工夫や、気軽に楽しく取り組める身近な活動事例などの発信による普及啓発を行います。	気づく	学ぶ	考える	行動する	つながる	解決する
● 多くの人の情報源である身近なメディアや広報紙、電子媒体などの活用	○	○	○			
● 啓発冊子などの内容の充実	○	○	○			
● イベントなどの機会を通じた啓発の充実	○	○	○	○	○	
● 環境学習や実践活動の取組や成果の発表機会の充実	○	○	○	○	○	
● 市町や学校、事業所等との連携による、当計画の普及啓発	○	○	○	○	○	
● ESD グローバル・アクション・プログラムや政府行動計画など、世界や国の動きに関する発信		○	○			

県は、6つの柱に体系づけられたそれぞれの施策を関連させながら、県民、NPO・地域団体、学校、事業者、市町・国などの主体との連携・協働により、環境学習の推進に努めていきます。

【施策の体系の関連イメージ】



第5章 重点的な取組

1. 重点的に取り組む分野

人々の主体的な行動による持続可能な社会づくりの実現に向けて、県は次の分野にかかる環境学習の推進について特に重点的に取り組みます。

①「暮らしと琵琶湖のつながり再生」についての学習推進

日本最大の湖・琵琶湖は滋賀県のシンボルであり、滋賀の環境のシンボルであるとともに、近畿 1,450 万人の命を支える湖です。平成 27 年に成立した「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」においては、私たちが守ってきた琵琶湖は「国民的資産」とされ、その価値が国の法律においても認められました。

琵琶湖は県のほぼ全域を集水域とするため、そこで暮らす私たちの生活は、琵琶湖の環境に大きな影響を与えます。しかし、湖と暮らしの間のつながりが見えにくくなり、湖が人々の意識から「遠く」なってしまった昨今、ともすると暮らしが琵琶湖に与えている様々な影響に、気づくことが難しくなっています。

琵琶湖の健全性を確保し、琵琶湖と人が共生する社会を次世代に継承するため、暮らしと琵琶湖のつながりを再生し、人々と琵琶湖とが共生するための環境学習を推進します。

暮らしと琵琶湖のつながり再生	ギアモデルのステップ	学習の推進に向けた県の施策の方針
	気づく	私たちが暮らしの中で使った水が琵琶湖へと注ぎ、更にはその水が広く京阪神へと流れていることなど、琵琶湖やその流域と暮らしのつながりに気づくための広報や啓発を実施します。
	学ぶ	暮らしが琵琶湖に与える影響や、水と暮らしのつながりの中で育まれてきた地域固有の文化や歴史、産業などについて学ぶための機会や教材を提供します。
	考える	各人が気づき、学んだ内容について、更に深め、意識向上と実際の行動につなげることができる助言や情報提供を行います。
	行動する	「環境美化の日」の清掃活動など、学び考えたことを具体的な行動に移すことができる行事やイベントなどを実施します。また、県民、NPO・団体、学校、事業者などの取組を支援します。
	つながる	県民、NPO・団体、学校、事業者など、琵琶湖に関わる多様な主体がつながる場を設け、相互の交流促進を支援します。 環境学習センターによる情報提供や相談対応などを通じ、課題解決に向けたマッチングを行います。
	解決する	【求められる社会づくり】 暮らしと琵琶湖のつながりを再生し、人々と琵琶湖とが共生する社会をつくります。

②「低炭素社会づくり」についての学習推進

平成 25 年に本県を襲った台風 18 号など、近年全国各地で、大雨による河川の増水や山崩れなどの被害が頻発しています。これらの被害の原因となっているゲリラ豪雨の増加や台風の大規模化には、温室効果ガスの増加による地球温暖化の影響が指摘されています。その他にも、地球温暖化が進展することで、海面の上昇、干ばつ地域の拡大や食糧危機といった様々な影響があるとされています。

IPCC が 2013 年に発表した報告書によると、地球温暖化の影響により今世紀末には気温が最大で 4.8℃上昇することが予測され、この気候変動の抑制には、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量の大幅かつ持続的な削減が必要であると指摘されています。

地球温暖化は、その原因が非常に広い範囲に及ぶ問題ですが、自分たちの身近な暮らしや産業活動もその一因となっていることを理解し、自らの主体的な行動により化石燃料に依存した社会構造そのものを転換していくことが、社会の構成員全てに求められています。

県民一人ひとりが地球温暖化問題を「自分ごと」として捉え、主体的に自らのライフスタイルを見直すことによって、低炭素社会を実現するための環境学習を推進します。

低炭素社会づくり	ギアモデルのステップ	学習の推進に向けた県の施策の方針
	気づく	地球温暖化の一因が日々の暮らしにあることや、ライフスタイルを見直すことで温暖化の進展を防ぎ、温暖化の影響に対処できるという気づきを与えるための、広報や啓発を実施します。
	学ぶ	地球温暖化の進展が身近に与える影響や、地球温暖化を防止するための対策の必要性について学ぶ機会を提供します。
	考える	各人が気づき、学んだ内容について、更に深め、意識向上と実際の行動につなげることができる助言や情報提供を行います。
	行動する	家庭における節電や省エネ行動を促進するための支援を実施するとともに、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入や次世代自動車の普及等、環境に配慮した行動につながる取組を推進します。また、地球温暖化の影響に対処（適応）するための行動を促進します。
	つながる	滋賀県地球温暖化防止活動推進センターや環境学習センターにより、県民、NPO・団体、学校、事業者等の多様な主体がつながる場を設け、相互の交流促進を支援します。また、情報提供や相談対応などを通じ、課題解決に向けたマッチングを行います。
	解決する	【求められる社会づくり】 化石燃料への依存度を減らした、低炭素社会をつくります。

③「生物多様性の保全」についての学習推進

生物多様性とは、「生きもののにぎわい」とも言われ、いろいろな場所にさまざまな特徴を持った生物が生息・生育している状態を指す言葉です。400 万年の歴史を有する世界有数の古代湖・琵琶湖には、琵琶湖にしか存在しない「固有種」が 60 種以上生息しています。また県域全体では 10,000 種を超える生物が記録されるなど、豊かな自然に恵まれた滋賀は生物多様性の宝庫と言える地です。この自然の中で、燃料となる薪炭や肥料となる落ち葉などを採取してきた人々の営みもまた、豊かな里山の生物多様性の維持に役立ってきました。しかしながら、自然と共に生きる生活様式の変化や、侵略的外来種の侵入・定着など、滋賀の生物多様性には危機が迫っています。

生物多様性が直面する危機を分かりやすく示し、「いのち」のつながりについての県民の理解を深めるとともに、生物多様性に配慮した行動を促進することで、自然本来の力を生かし、滋賀の生物多様性を次世代へと引き継いでいくことのできる、生きものと人が共存し、自然の恵みを受けた多様な文化が活きる社会を実現するための環境学習を推進します。

生物多様性の保全	ギアモデルのステップ	学習の推進に向けた県の施策の方針
	気づく	人の暮らしが多様な生物の様々な働きによる自然の恵みに支えられていることや、生物多様性が人間活動などの影響により危機に直面していること、貴重な生物の保護や外来種等の管理の必要性に気づくための広報や啓発を実施します。
	学ぶ	自然体験型の環境学習プログラムの提供や、学校教育との連携、博物館の展示などにより、生物多様性の価値やその役割について学ぶことができる機会を提供します。
	考える	各人が気づき、学んだ内容について、更に深め、意識向上と実際の行動につなげることができる助言や情報提供を行います。
	行動する	県民の皆さんとの協働による貴重な在来生物の保全活動や外来生物の抑制活動、豊かな生物多様性の恵みである湖魚の消費拡大など、生物多様性の保全の実践や、その恵みを体感することができる事業を実施します。
	つながる	生物多様性保全活動支援センターや環境学習センターによる情報の収集を図るとともに、情報提供や助言などを通じ、課題解決に向けたマッチングを行います。 「びわっこ大使」など、国際的な交流の場によるネットワークづくりを推進します。
	解決する	【求められる社会づくり】 生きものと人が共存し、自然の恵みを受けた多様な文化が活きる社会をつくりまします。

④「循環型社会づくり」についての学習推進

大量生産・大量消費型の社会経済活動は、私たちに便利で快適な生活をもたらした一方で、それに伴う資源の浪費や大量の廃棄物の排出、散在性ごみなどの問題が、環境に負荷を与え続けています。

廃棄物の発生抑制（リデュース）や、再使用（リユース）の取組を強化するとともに、廃棄物を資源として活用するリサイクルを推進することで、限りある資源が循環して有効に利用される「循環型社会」を形成する必要がありますが、そのためには一人ひとりが自分たちのライフスタイルを見直すことが不可欠です。

廃棄物に係る諸課題を「自分ごと」として捉え、主体的な行動と連携・協働により、循環型社会へと社会構造の転換をすすめることのできる人育てにより、循環型社会を実現するための環境学習活動を推進します。

循環型社会づくり	ギアモデルのステップ	学習の推進に向けた県の施策の方針
	気づく	日々の消費生活における資源の消費やごみの排出などが環境に与える影響に気づくための広報や啓発を実施します。
	学ぶ	幼児期から高齢期までの各段階に応じた消費者教育など、循環型社会の実現に向けた学びの機会を提供します。
	考える	各人が気づき、学んだ内容について、更に深め、意識向上と実際の行動につなげることができる助言や情報提供を行います。
	行動する	レジ袋の無料配布中止などをはじめとした容器包装廃棄物の削減や、食品ロスの削減、グリーン購入など、循環型社会を実現するリデュース、リユース、リサイクルの推進につながる行動を促進します。 循環型社会づくりに取り組む団体などの活動を支援します。
	つながる	消費生活やごみ問題などに関わる、県民、団体、事業者、行政などの多様な主体の連携・協働を推進します。 環境学習センターによる情報提供や相談対応などを通じ、課題解決に向けたマッチングを行います。
	解決する	【求められる社会づくり】 廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取組により、環境への負荷をできる限り少なくする、循環型社会をつくれます。

2. 環境学習の推進に向けた「つながり」の強化

環境学習に関わる様々な主体の連携を促進し、つながりを広げることで環境学習の更なる推進を図るため、県は次の「つながり」づくりについて重点的に取り組みます。

①拠点となる人、団体、施設などの「つながり」強化

県内では、多様な環境学習活動が活発に展開されています。

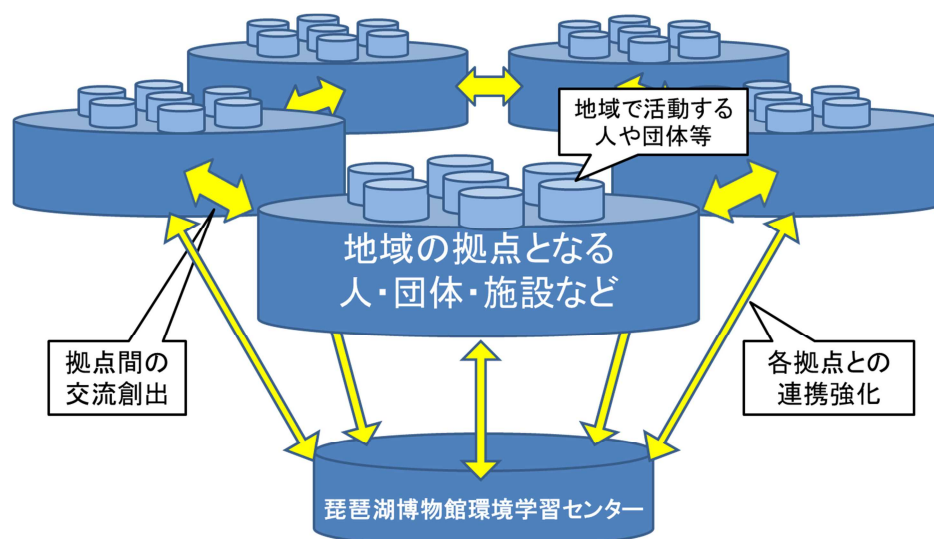
県内各地域においては、多くの経験と、それに伴う人脈や情報を有し、それにより、いわば各地域における「ハブ（活動の中心）」として活躍している人や団体、施設などが多数存在します。また、様々な環境学習の分野においても、その分野の中心的な存在として活躍する人や団体、施設などがあります。

環境学習の推進支援を目的とする環境学習センターが、これらの人や団体、施設をその地域や分野における「拠点」と捉え、それぞれとの連携・協力体制を確立するとともに、これらの人や団体、施設間の「つながり」を積極的に創出することで、環境学習を推進するための連携や協力関係を、県内全域に構築していきます。

【県が取り組む施策の例】

- 各地域、各分野において「ハブ（活動の中心）」として活躍している人や団体、施設などについての情報収集や、活動事例の紹介に努めます。
- これらの人や団体、施設との連携を強化するとともに、その地域やその分野における環境学習の拠点としての活動がいつそう進むよう、下記の情報提供やその活用に向けたサポートに努めます。
 - ・指導者やボランティアなど、人にかかる情報
 - ・学習教材や機材、観察道具などにかかる情報
 - ・国や各種団体、企業等による助成制度等の情報
 - ・国、県、市町の環境学習関連事業に関する情報
- これらの人や団体、施設などの間に、相互の交流を生む交流の機会を提供します。

【「つながり」強化のイメージ】



②学校や幼児教育の場と、地域との「つながり」強化

好奇心や思考力の芽生えを培う幼児期に、保育や幼児教育の現場において自然に触れ親しむことは、他者への優しさや思いやりの気持ちを育むうえでとても大切な経験です。

また就学期以降も、滋賀の豊かな自然を生かした体験型の環境学習を進めることは、地域の自然とのつながりや関わりに関心を持ち、主体的に行動できる力を身に付けることへとつながるため、小学校における「うみのこ」「やまのこ」「たんぼのこ」事業など、本県では地域の特性を生かした独自の自然体験学習が展開されています。

保育や教育の現場における環境学習の実施にあたっては、地域独自の資源や、それを守るための人々の活動を、地域ならではのいわば「生きた教材」として活用することを推進します。そのことが地域の自然への理解を深め、主体的にそれを守り育てることのできる人育てや、郷土への誇り・愛着の醸成にもつながるとともに、保護者や地域の方に対する学習機会の提供という点や、卒業後も地域の抱える課題の解決に学びを生かしていくことができるため、継続性の点からも価値があります。

県内の保育所、幼稚園や小中高校、大学などにおいて、地域の力が生かされることにより、滋賀の豊かな地域資源を生かした、体験を通じた環境学習が進むことを目指し、これらの学びの場と地域とのつながりを強化する施策を展開します。

【県が取り組む施策の例】

- 環境学習を推進する環境学習センターと、地域と学校を結ぶしが学校支援センターや、各校の学校と地域を結ぶコーディネート担当者との連携を進めます。
- しが学校支援センターにより、専門的な知識や技能を持つ地域の人々や企業、団体、NPO などの方々に、学校での授業や体験活動を支援いただく活動を推進します。
- 学校支援地域本部やエコ・スクール地域委員会など、県内各地で実践されている地域の力を生かした学校支援のしくみについて、支援や情報の発信を行います。
- 保育士や幼稚園教諭などの指導者層に向けた学習会等により、幼児期における体験型の環境学習を進めます。
- 教員自らが、体験を通じて環境問題に関心を持つなど、体験的な環境教育を実践できる能力を身に付けることができる機会を拡大します。
- 学校給食等における湖魚の提供推進など、学校において琵琶湖や生物多様性の恵みを体感できる機会を創出します。
- 県内大学に県外から進学をしてきた大学生など、これまで滋賀の自然に触れる機会のなかった学生に対し、体験を通じて学びを深める機会を提供します。

第6章 施策の効果的な実施のための推進体制

1. 施策の総合的な展開

環境学習に関連する施策は様々な行政分野において実施されており、各分野の行政計画においても、環境に関わる普及啓発や人育てについての記載があります。持続可能な社会づくりに向けては環境分野のみならず、教育分野や農業分野、日常生活の中で環境に配慮した消費の実践をめざす消費者教育や、食生活を通じた食品ロスの削減、地産地消の推進などを考える食育など、様々な行政分野との連携が欠かせません。

県では、各種の行政分野にかかる関連施策を体系的、総合的および効果的に推進するために、庁内の環境学習関係課で構成する「滋賀県環境学習推進会議」で総合的な調整を行うとともに、各分野に関連する関連事業の進捗状況を把握、改善し、環境学習の着実な推進を図ります。

【環境学習に関連する行政計画（イメージ）】



また、県自身も地域における一事業者として、独自に構築した「滋賀県庁環境マネジメントシステム」により、環境に関する取組を継続的な改善を通して充実させ、健全で質の高い環境の確保と地球環境の保全に貢献します。

2. 環境学習支援機能の充実

環境学習センターにおいては、様々な主体が行う環境学習の効果的かつ適切な実施に向けて、情報の提供、交流の機会の提供、指導者の育成など必要な支援を行うとともに、県民などと県の支援施策や情報をつなぐ窓口として、環境学習推進員による各種の支援機能を提供します。また、環境学習の推進にあたっては多様な主体間の連携促進が重要であることから、各地域や分野において拠点的に活躍する主体との連携を強化するとともに、各主体間の「つながり」を創出します（P22 参照）。

3. 協働による推進

計画を効果的に進めていくために、県民をはじめ地域のあらゆる主体と相互に連携・協働しながら一体となって取り組みます。

（1）県民、NPO・地域団体、事業者などとの協働

県民、NPO・地域団体、事業者などの主体的な取組と積極的に協働していくため、淡海ネットワークセンターなどと連携しながら、必要な支援を行いつつ、情報の交換を密にします。

（２）市町との連携

環境学習は、県民の日常生活と密接に関連しており、住民と最も身近で深い関わりを持つ市町の役割が重要であることから、市町との情報の共有・交換を行い、連携・協力しながら、地域の特性を生かした環境学習を推進します。

（３）環境学習関連機関・団体・施設などとの連携

県は、大学や研究機関などを含む環境学習関連機関や団体と協力して、環境学習を実施している施設などが保有する環境情報を共有する場や機会を作り、それぞれが実施する環境学習事業の充実のために連携を図ります。

（４）国および他の自治体との広域連携

県は、国および他の自治体とも環境学習に関する情報の共有・交換を行うとともに、取組成果を発表する機会づくりや交流事業の実施などの取組の充実や広がりを推進します。

【「国際的」な価値から考える環境学習】

琵琶湖は日本最大の湖であることは言うまでもありませんが、400 万年を超える歴史を有する、世界でも有数の古代湖のひとつです。世界の湖沼が直面する課題の解決を目的に開催される「世界湖沼会議」は、本県の提唱により始まった国際会議で、初回の会議は昭和 59 年(1984 年)に大津市で開催されました。現在この会議を、開催国の団体と共催している国際的な NGO、「国際湖沼環境委員会(ILEC)」は琵琶湖のほとりにあり、私たちの琵琶湖は、世界の水問題の解決をリードする役割も担っています。

また、平成 5 年(1993 年)には、水鳥の生息地として特に重要な湿地として、ラムサール条約の登録湿地となるなど、琵琶湖は国際的な価値を有する湖です。

地域の自然環境を学び、守ることが、同時に世界的な宝について学び、守ることにもなっています。そのことを知ると、地域に根差した学習が、より誇らしく感じられるのではないのでしょうか。

第7章 計画の進行管理

1. 進行管理の考え方

県庁内で組織する「滋賀県環境学習推進会議」を中心に、環境学習に関連する部局の連携を図り、総合的な取組を進めるとともに、持続可能な社会づくりへの寄与の度合い、施策体系別の進捗状況、関連する事業についての自己評価により、計画の実施状況を把握します。

計画の実施状況については、環境学習に関わる多様な主体で構成される「滋賀県環境学習等推進協議会」において議論をいただいた後、「滋賀県環境審議会」に報告し、その意見を計画推進に反映させます。この実施状況については、毎年度発行する「滋賀の環境（環境白書）」に掲載することで県民の皆さんへと公表します。

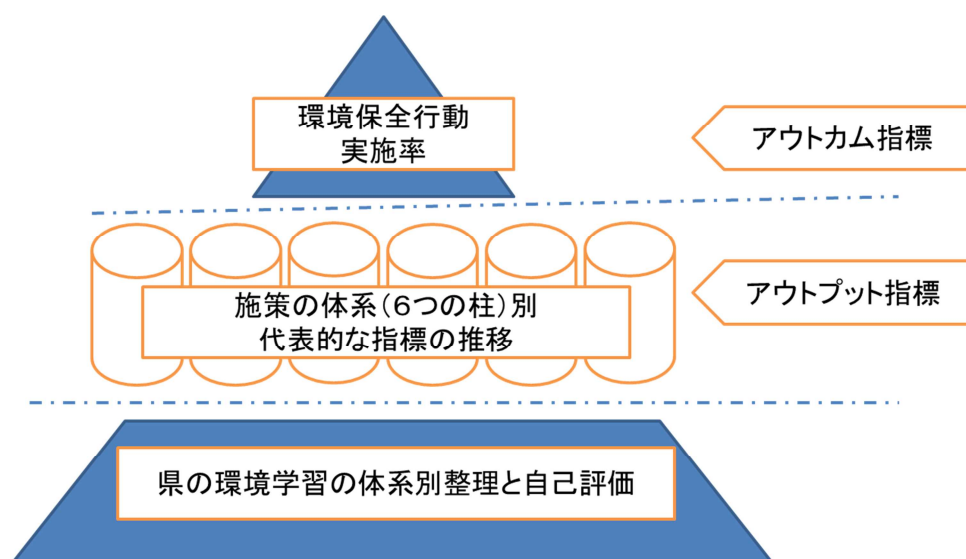
2. 進行管理の手法

計画の進行管理は、次の3つの階層構造で実施します。

- (1) 環境学習関連施策の実施が持続可能な社会づくりにどれだけ寄与したのかを評価するため、その成果を示すアウトカム指標として、学びを実際に「行動」へと移した人の数を表す指標のひとつである「環境保全行動実施率」の経年変化を活用します。
- (2) 県の施策体系の「6つの柱」それぞれにおいて、関連する指標を抽出し、その推移からそれぞれの柱別に、当該分野の課題や進捗度の把握を行います。
- (3) 環境学習に関連する県事業について、施策の体系（6つの柱）別に分類・整理するとともに、各事業がギアモデルのステップのうち、どの部分を目的とする事業かを確認しながら、成果について自己評価を実施します。

また、重点的な取組に関連する事業については、別途取組ごとに事業の分類・整理をおこない、取組ごとの評価を行います。

【三層構造の進行管理】



■用語の解説

	用 語	解 説
C	CSR	Corporate Social Responsibility。企業が利益を優先するだけでなく、消費者、顧客、地域社会などとの関係を重視しながら果たす、社会的な責任のこと。
E	ESD	Education for Sustainable Development(持続可能な開発のための教育)の略称。持続可能な社会づくりの担い手を育む教育のことで、環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な地球規模の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む(think globally, act locally)ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動
I	IPCC	Intergovernmental Panel on Climate Change(気候変動に関する政府間パネル)の略称。国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)が設置し、各国の研究者が地球温暖化問題に関する科学的知見をまとめ、地球温暖化対策に科学的基礎を与える公式の場
N	NPO	民間非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、地域の諸課題の解決などを目的に公共的・社会的な公益活動を行う組織・団体
う	うみのこ	県内の小学5年生が、「びわ湖フローティングスクール事業」として、宿泊体験型の「びわ湖環境学習」を行う船の名称
え	エコ・スクール	将来の社会づくりの主役である児童・生徒が主体的に環境学習・保全活動に取り組む力を身につけるため、学校全体で地域の人と連携しながら環境学習をする活動で、滋賀県では平成13年度(2001年度)から始まった。エコ・スクールの登録をし、計画に基づく活動を実践した学校には、知事から認定証が交付される。
え	エコ・スクール地域委員会	児童生徒たちのエコ・スクール活動を支援することを目的に、教員や保護者、地域住民、NPO、有識者などで構成された団体
え	エコツーリズム	「自然環境や歴史文化を体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のありかた」と定義され、地域ぐるみで自然環境や歴史文化など地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み
お	「おいしが うれしが」キャンペーン	食品販売事業者等と滋賀県が協働して、地域で生産された食材を地域で消費する「地産地消」を推進する運動。「おいしが うれしが」は、県産農畜水産物を食べた人の「おいしい!」と、提供した人の「うれしい!」との会話を表している。
お	淡海ネットワークセンター	(公財)淡海文化振興財団の愛称。地域づくりや福祉、環境、文化等の様々な分野における県民の自主的で営利を目的としない社会的活動を、各種情報の収集および提供、交流の機会の提供等を通じて総合的に支援することにより、地域の個性や魅力を高め、よりよい地域社会の実現を図り、もって「新しい淡海文化の創造」に寄与することを目的に、平成9年(1997年)に設立された。
お	温室効果ガス	地表から放出される熱(赤外線)を大気中で部分的に吸収し、地表へ再放出する気体の総称。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン等の6物質が、温室効果ガスとして削減の対象となっている。

	用 語	解 説
か	学校支援地域本部	学校・家庭・地域が一体となって、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることを大きな目的に、地域住民が学校を支援する組織を構築し、学校の求めと地域の力をマッチングして、より効果的な学校支援を行い、教育の充実を図ろうとするもの。
か	環境カウンセラー	市民活動や事業活動において環境保全に関する豊富な経験や専門的知識を有し、その経験や知見に基づき、市民・NGO・事業者などの行う環境保全活動に対し助言など(＝環境カウンセリング)を行う人材として、環境省の行う審査を経て登録されている方々
か	環境学習支援士	滋賀大学の「環境学習支援士」養成プログラムの修了者に与えられる資格。単に環境問題に関する専門的な知識を有するに留まらず、学校や地域にあって、自ら先頭に立ち、適切な指導・助言を行いながら、環境問題の解決に取り組むことができるリーダー
か	環境学習情報システム「エコロシーが」	環境学習の企画やプログラムづくりに役立つ情報を掲載したホームページで、学習プログラムの事例、指導者、環境学習ができる施設(フィールド)、ビデオや図書教材、環境関連データ、リンク集などの情報について、琵琶湖博物館環境学習センターが県内を中心に収集し、一元的に提供している。
か	環境教育等促進法(環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律)	従来の「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が一部改正され、平成24年(2012年)10月に完全施行された法律。法の目的に協働取組の推進が追加されるとともに、自治体による行動計画の策定や推進協議会の設置、体験の機会の場の認定制度の導入、NPO等との協定締結に関する規定などが導入されるなど、具体的な規定が大幅に拡充した。
か	環境こだわり農業	化学合成農薬および化学肥料の使用量を慣行的使用量を減らしたり、農業濁水の流出を防止するなど、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を減らす技術を用いて行われる農業のこと。
か	環境美化の日	「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例」第14条では、ごみの散乱防止について県民の関心と理解を深めるため、毎年7月1日の「びわ湖の日」と、5月30日、12月1日を「環境美化の日」と定めており、これらの日を中心に、県内各地で一斉に清掃活動が展開される。
き	協働	NPO・企業・行政など立場の異なる組織や人同士が、各々が自立(自律)した対等な関係のもと、同じ目的・目標のために連携・協力し、公共的なサービスにおいて相乗効果を上げようとする取組
く	グリーン購入	商品やサービスを購入するときに、まず購入の必要性を考え、環境への負荷が出来るだけ小さいものを選んで購入すること。グリーン購入を進めることは、ライフスタイルが環境にやさしいものになるだけでなく、商品等を供給する企業に環境への負荷が小さい商品の開発や環境に配慮した経営努力を促すことにつながる。
こ	国際湖沼環境委員会(ILEC)	世界の湖沼環境の健全な管理とこれと調和した持続的開発の在り方を求めて、国際的な知識交流と調査研究推進を図る公益財団法人で、草津市に所在。滋賀県が提唱して開催された第1回世界湖沼環境会議を契機に、昭和61年(1986年)に発足した組織
こ	こどもエコクラブ	幼児(3歳)から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブ。子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることが目的としている。

	用 語	解 説
さ	再生可能エネルギー	化石燃料以外のエネルギーのうち、永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。代表的な再生可能エネルギー源としては、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等がある。
さ	魚のゆりかご水田	在来魚が琵琶湖から水路をとって水田まで産卵のために遡上できるよう魚道を設置することで、魚が田んぼと琵琶湖の間を水路を通じて行き来できるようにした水田
し	しが学校支援センター	地域の人々や企業、団体、NPO等の支援者が学校を支援するしくみづくりを進めるため、支援者と学校とのコーディネートを行う学校支援ディレクターを配置し、情報収集・発信や連携事業の推進、学校支援メニュー一覧の作成、「しが学校支援メニューフェア」の開催などを行っている拠点
し	滋賀県学習情報提供システム「におねっと」	県民の多様な学習ニーズに応えるため、生涯学習に関する様々な情報をインターネットを通じて提供するシステム
し	滋賀県環境総合計画	「滋賀県環境基本条例」に基づき、滋賀県の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定される計画。現在は、第四次滋賀県環境総合計画の計画期間中（平成30年度（2018年度）まで）
し	自然観察指導員	自然観察会を通じて、自然のしくみや面白さ、不思議さ、自然の大切さを伝えることで、自然への橋渡し役を担う人材。狭義には、（財）日本自然保護協会が主催する講習会を受講し、同協会に登録をした指導員のこと。
し	食品ロス	食べられるのに廃棄された食品のこと。国連では、2030年前に小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食品の廃棄を半減させることを目標に掲げている。
せ	生物多様性	特定の範囲に生息・生育する生物の多様さの程度で、様々な生息・生育環境がある「生態系の多様性」、様々な生物がいる「種の多様性」、同じ種であっても個体差や地域差がある「遺伝子の多様性」が含まれる。
せ	生物多様性保全活動支援センター	生物多様性を保全する取組を推進するために、多様な関係主体間の連携や協力のあっせんなどを行うことを目的として、平成26年に県が設置した組織
せ	世界湖沼会議	昭和59年（1984年）に滋賀県の提唱により開かれた「世界湖沼環境会議」の後身として、ILECと開催国の団体等の共催で、概ね2年ごとに世界各国で開催されている国際会議。研究者・行政担当官・NGOや市民等が一堂に集まり、世界の湖沼及び湖沼流域で起こっている多様な環境問題やその解決に向けた取組についての議論や意見交換が行われている。
せ	石けん運動	昭和52年（1977年）5月、琵琶湖に淡水赤潮が発生し、その原因の一つが合成洗剤に、含まれているリンに起因することがわかったことを契機に発生した、合成洗剤の使用をやめて粉石けんを使おうという県民運動
た	たんぼのこ	子どもたちが農業への関心を高め理解を深めるとともに、生命や食べ物大切さを学べるよう、自ら「育て」「収穫し」「食べる」という一貫した農業体験学習を行う事業

	用 語	解 説
ち	地球温暖化	石油などの化石燃料の燃焼により大気中の二酸化炭素等が増加し、地表から放出される赤外線を吸収することにより、地表の温度が上がる現象。地球温暖化は海面の上昇や気候の変化等を引き起こし、人類や生態系に悪影響を及ぼす。
ち	地球温暖化防止活動推進員	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、住民等による地球温暖化防止の活動に対して、指導や助言等の協力をするため、都道府県知事や指定都市等の長が委嘱する運動員のこと。
ち	地球温暖化防止活動推進センター	「地球温暖化対策の推進に関する法律」によって定められたセンターで、各都道府県知事や政令指定都市等市長によって指定される。地球温暖化防止に関する啓発・広報活動や活動支援、照会・相談、調査・研究、情報提供などを主な業務とする。
ち	地産地消	「地域生産・地域消費」の略語で、地域で生産されたものを地域で消費しようとする活動を通じて、生産者と消費者を結びつける取組
ひ	びわ湖の日	「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」（琵琶湖条例）の施行1周年を記念し、昭和56年(1981年)に7月1日が「びわ湖の日」と定められ、平成8年(1996年)7月の「滋賀県環境基本条例」には、県民および事業者の間に広く環境の保全についての理解と認識を深めるとともに、環境の保全に関する活動への参加意欲を高めるため、7月1日をびわ湖の日とする規定が設けられた。現在では7月1日を中心とした琵琶湖の一斉清掃など、琵琶湖に関する様々な活動が展開されている。
ひ	琵琶湖博物館環境学習センター	平成17年(2005年)に開所した「滋賀県環境学習支援センター」が、平成22年(2010年)に琵琶湖博物館へと移管。「滋賀県環境学習の推進に関する条例」第8条の規定にもとづく「環境学習を推進するための拠点」として、環境学習の企画サポート・コーディネート、環境学習に関する情報提供などを行っている。
ひ	琵琶湖保全再生法(琵琶湖の保全及び再生に関する法律)	貴重な自然環境・水産資源の宝庫であり、「国民的資産」と位置付けられた「琵琶湖」の豊かな恵みを未来へ引き継ぎ、全国の湖沼の保全および再生の先駆けとなるべく、平成27(2015年)年9月に公布・施行された法律
び	びわっこ大使	県内で様々な環境活動を熱心に行っている子どもたちの中から、滋賀県の代表として選ばれた子どもたちのチーム。海外、県内外の子どもたちと交流し、「琵琶湖の自然のすばらしさ」を伝えることがびわっこ大使の使命となっている。
ふ	フードマイレージ	食料の輸送量と輸送距離を掛け合わせた指標で、食料の輸送が環境に与える負荷を表す。
や	やまのこ	森林への理解と関心を深め、人と豊かにかかわる力を育むため、学校教育の一環として、県内の小学校4年生が、自然豊かな森林体験施設やその周辺フィールドで体験型の森林環境学習を行う事業
ら	ラムサール条約(特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約)	特に、水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促し、湿地の適正な利用(Wise Use、一般に「賢明な利用」と呼ばれることもある)を進めることを目的に、昭和46年(1971年)に採択された条約で、日本では平成27年(2015年)末現在50か所の湿地が指定されている。本県では、平成5年(1993年)に「琵琶湖」が指定され、平成20年(2008年)に西の湖を含める形で拡大された。

	用 語	解 説
り	リサイクル	再生利用(Recycle)。使用済み製品や生産工程から出るごみなどを回収して、再生利用しやすいように処理・加工し、新たな製品の原材料として再び使用すること。
り	リデュース	発生抑制(Reduce)。ごみになるものを買わない、長く使えるものを選ぶなどにより、ごみの発生を抑制することで、ごみを減らすために最も効果のある取組
り	リユース	再使用(Reuse)。一度使用された製品をそのまま、あるいはその一部を利用すること。